に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第二十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第二号中「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第九項第二号」を「第十一項第二号」に、「第九項に」を「第十一項に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二十六条の二十第十五項」を「第二十六条の二十第十六項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第三条の十八第八項及び第九項の規定は、施行令第二十六条の二十第十九項において準用する施行令第三条第十六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三条の十八第八項第一号中「次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める電磁的記録又は情報」とあるのは「イに定める電磁的記録」と、「第三条第七項」とあるのは「第二十六条の二十第十六項」と読み替えるものとする。

第十九条の七第三項の次に次の一項を加える。

4　第三条の十八第八項及び第九項の規定は、施行令第二十六条の二十第十四項において準用する施行令第三条第十六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三条の十八第八項第一号中「第三条第七項」とあるのは「第二十六条の二十第七項」と、同号ロ中「前項各号」とあるのは「第十九条の七第三項各号」と読み替えるものとする。

第十九条の十の二第一項中「第四十一条の十七第三項」を「第四十一条の十七第四項」に改め、「。次項において同じ」及び「特定一般用医薬品等購入費の額その他の」を削り、「事項は、」の下に「第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに」を加え、「次に」を「第三号から第五号までに」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「の規定」を「、第三項又は第五項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　その年中に行つた施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組（次号及び次項において「取組」という。）の名称

二　当該取組に係る事業を行つた保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む。）の名称又は当該取組に係る診察を行つた医療機関の名称若しくは医師の氏名

第十九条の十の二第二項中「第四十一条の十七第三項」を「第四十一条の十七第四項」に、「第百二十条第四項」を「第百二十条第五項（同法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「居住者の氏名、当該居住者が取組を行つた年その他の」及び「施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する」を削り、「当該居住者が行つた当該取組に係る事業を行つた保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む。）の名称又は当該取組に係る診察を行つた医療機関の名称若しくは医師の氏名」を「その年における前項第二号に掲げる事項」に改める。

第十九条の十の五第二項中「（平成十五年法律第百十二号）」及び「（平成十五年法律第百十八号）」を削り、同条第十二項第一号イ⑶中「関連する」の下に「所得税法第七十八条第二項第三号に規定する」を加える。

第十九条の十二第一項第四号イ中「、第四項」を「、第五項」に改め、同項第六号中「第十二項第五号」を「第十三項第五号」に改め、「同条第四項第二号に規定する」及び「（以下この号及び第十二項第五号において「損益分配割合」という。）」を削り、同号ロ中「提出する者の」及び「提出する者と」を「提出する者に係る」に、「第二十六条の三十第五項第二号」を「第二十六条の三十第六項」に改め、同号ハ中「同項」を「同条第三項」に改め、同号ハ⑴中「組合契約に」を「特例適用投資組合契約に係る特定組合契約（施行令第二十六条の三十第九項に規定する特定組合契約をいう。⑵において同じ。）に」に、「。ハ」を「。⑴」に改め、「のうち当該特例適用投資組合契約を直接に締結しているもの」を削り、同号ハ⑵中「の組合」を「の特定組合契約（施行令第二十六条の三十第四項第一号イ及びロに該当するものを除く。）」に改め、同号ハ⑷中「者の」を「者に係る」に改め、同項第七号中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十八項」に改め、同条第二項中「第五項において「組合契約書」を「以下この項及び第四項において「投資組合契約書等」に、「契約書が」を「投資組合契約書等が」に改め、「。第五項において同じ」を削り、同条第十五項第五号中「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第四十一条の二十一第十二項」を「第四十一条の二十一第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　法第四十一条の二十一第十一項に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき特例適用申告書等に記載すべき事項に係る情報（次号において「特例適用申告書等記載情報」という。）及び法第四十一条の二十一第五項に規定する財務省令で定める書類又は同条第九項に規定する添付書類に記載されるべき事項に係る情報（同号において「添付書類記載情報」という。）を併せて送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに特例適用申告書等記載情報及び添付書類記載情報を記録したものを交付する方法

第十九条の十二第十二項中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十七項」に改め、同項第四号中「第二十六条の三十第十二項」を「第二十六条の三十第十四項」に、「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に、「提示した」を「提示をしたもの」に、「施行令第二十六条の三十第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「規定により作成した」を削り、「写し」の下に「又は電磁的方法により提供された当該特例適用申告書等に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「これに準ずるもの」を「当該特例適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「に」を「（電磁的方法（法第四十一条の二十一第十一項に規定する電磁的方法をいう。第十二項において同じ。）により提供された当該特例適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十六条の三十第十二項」を「第二十六条の三十第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「変更申告書」を「法第四十一条の二十一第九項各号に定める申告書」に、「第二十六条の三十第十四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十六条の三十第十二項」を「第二十六条の三十第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第四十一条の二十一第九項」を「第四十一条の二十一第九項第一号」に、「変更申告書（以下この条及び次条第一項において「変更申告書」という。）」を「申告書」に改め、同項第一号及び第二号中「変更申告書」を「申告書」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定は、法第四十一条の二十一第九項第二号に規定する財務省令で定める事項について準用する。

第十九条の十二第三項の次に次の一項を加える。

4　法第四十一条の二十一第九項第一号に定める申告書に係る同項に規定する財務省令で定める書類は、同項の変更後の投資組合契約書等で当該申告書を提出する者が同条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のあるものの写し（当該投資組合契約書等が外国語で作成されたものである場合には、その翻訳文を含む。）とする。

第十九条の十三第一項第三号ロ中「変更申告書」を「法第四十一条の二十一第九項各号に定める申告書」に改める。